

奈良県教育委員会教育長訓令第五号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令
甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 富岡 将人

第三条の三第二項中「支障がある者を」を「支障がある者（以下「要介護者」という。）を」に改める。

第九条に次の一項を加える。

7 要介護者の介護その他の世話をを行うため特別休暇をとろうとするときは、要介護者の状態等申出書及び要介護者に係る医師の診断書等の証明書を提出しなければならぬ。

<p>☐ ☐ 又 ☐ は ☐ 曜 ☐ 相 ☐ 当 (A)</p>	<p>☐ 1 ☐</p>	<p>☐ 2 ☐</p>	<p>☐ 3 ☐</p>
<p>☐</p>	<p>☐ 1 ☐</p>	<p>☐ 2 ☐</p>	<p>☐ 3 ☐</p>

4日	
5日	
6日	
7日	
8日	
9日	
10日	
11日	
12日	
13日	

4日
5日
6日
7日
8日
9日
10日
11日
12日
13日

第四号様式中

14日	
15日	
16日	
17日	
18日	
19日	
20日	
21日	
22日	
23日	

を

14日
15日
16日
17日
18日
19日
20日
21日
22日
23日

に

「
計
((A)該当
日を除く)
」

を

「
」

24日	
25日	
26日	
27日	
28日	
29日	
30日	
31日	

」

24日
25日
26日
27日
28日
29日
30日
31日

」

に改める。

計

」